

9. 経済的自由と社会権—「自由」と「公正」の間で

ベヴァリッジ報告書(イギリス、1942年) 窮乏からの自由は強制できない／自由放任もできない

1. 財産権の制約と社会権

○ 財産権の歴史的変遷

- ・ 各人に固有 (proper) な労働力の結集→所有権 (property) : 生命・自由・所有
- ・ 所有権は義務を伴う(ヴァイマル憲法 153 条 3 項)
- ・ 人間たるに値する生存 (151 条 1 項)→国家の積極的な措置を求める権利 (社会権)
- ・ ナチス【Warfare State】に対抗する【Welfare State】→ベヴァリッジ報告 (1942 年)
- ・ 財産権 (29 条) と職業選択・居住移転の自由 (22 条 1 項) は「公共の福祉」によって制約
- ・ 生存権 (25 条)、教育を受ける権利 (26 条)、勤労者の権利 (27 条、28 条)

→社会権条項

○ 生存権

- ・ 朝日訴訟: 生活扶助費では「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できない
(東京地判 1960.10.19) 生活保護法 3 条、憲法 25 条違反
(最大判 1982.7.7) 原告の死亡により訴訟終了。25 条は国の責務を宣言したものであり、直接個々の国民に具体的な権利を与えたものではない。
- ・ 堀木訴訟: 障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止は法の下での平等 (14 条) 違反
(神戸地判 1972.9.20.) 憲法 14 条の平等に反する
(最大判 1982.7.7) 憲法 25 条は立法府の裁量。「著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き」裁判所は審理判断をしない

○ 労働基本権

- ・ 勤労の権利・労働基準の明確化 (27 条)
- ・ 団結権・団体交渉権・団体行動権 (争議権) (28 条)

団結権: 労働組合をつくり、加入する権利

団体交渉権: 使用者と交渉し、協約を結ぶ権利

団体行動権: 使用者に要求を認めさせるために、団結して就労を放棄する権利

→ストライキ

- ・ 公務員・公共企業体職員の労働三権は厳しく制限 (団体行動権は認められない)
- ・ 国鉄弘前機関区事件 (最大判 1953.4.8) 「公共の福祉」「全体の奉仕者」
→制約は合憲

・ 全通東京中郵事件 (最大判 1966.10.26) / 都教組事件 (最大判 1969.4.2)

→労働基本権への制限を狭く解釈し、刑事事件として訴追された被告人は無罪

- ・ 全農林警職法事件 (最大判 1973.4.25) 公務員の争議行為は公務員の勤務条件を国家の

法律・予算で定めるという手続き過程を歪めるもの

- 社会権の今後:「新自由主義」や「自己責任」による社会権の軽視

2. 経済的自由—現状と問題点

- 違憲判決の争点

- ・ 二重の基準論:表現の自由については違憲判決なし

経済的自由については違憲判決あり

- ・ 薬事法薬局距離制限規定事件(最大判 1975.4.30)

→薬局距離制限規定は「職業の自由」に反し違憲

「自由な職業活動が社会公共に対してもたらず弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合」、「よりゆるやかな制限である職業活動の内容及び様態に対する規制によつては右の目的を十分に達成することができない」場合のみ規制が是認される

→立法目的、手段、立法事実(立法の存立を支えるだけの社会的事実)を審査

⇔小売市場制限事件(最大判 1972.11.22) 乱立による価格競争からの経営者の保護

- ・ 森林法共有林事件(最大判 1987.4.22)

共有林の分割制限を定めた森林法 186 条の規定は違憲

積極目的規制／消極目的規制の二分論を適用せず、森林細分化の防止・国民経済の発展という立法目的から、分割制限には合理性・必要性がない

- ・ 郵便法違憲判決(最大判 2002.9.11)

書留郵便物の損害賠償を限定的にしか認めていない郵便法 68 条、73 条は損害賠償請求権(17 条)違反である

- 反独占型の自由と独占放任型の自由

独占禁止法の目的:「公正且つ自由な競争を促進」(1 条)

→自由競争を維持するために国家によって独占形成を抑制する(国家による自由)

反対派:経済的自由の制約であり、自由経済を阻害している(国家からの自由)

- 現代日本社会のなかでの「二つの自由」の対抗

独占放任型自由(国家からの自由)→自由かつ公正な競争の圧迫?

「どこまでなら制約しても違憲にならないか」

→自由放任が経済的自由であり、規制はどの程度まで憲法上の自由の制約となるか?

反独占的自由(国家による自由)

一連の行為を規制して自由競争が可能となる場を維持することが経済的自由の本質的要素であり独占禁止法の廃止・または弱体化自体が違憲であるという立場

※ LPガス関連機器の販売をめぐる公正取引委員会は独占禁止法違反(不当な取引制限)で製造会社3社に総額 8 億 7521 万円の課徴金納付を命じた(2011 年 11 月)。